

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	【3,441,897,520】	【流動負債】	【1,959,859,272】
現金及び預金	9,620,039	買掛金	875,774,991
電子記録債権	54,746,626	C M S 借入金	262,705,240
売掛金	843,932,141	関係会社長期借入金(1年内返済)	286,000,000
未収入金	4,119,171	リース債務	24,805,880
商品及び製品	968,733,365	未払金	206,419,083
仕掛品	45,649,674	未払法人税等	118,777,600
原材料及び貯蔵品	1,460,458,166	未払消費税等	10,626,866
前払費用	54,637,040	未払費用	153,208,843
その他	1,298	預り金	7,054,330
		損失引当金	13,919,839
		その他	566,600
【固定資産】	【4,837,174,484】	【固定負債】	【1,161,353,977】
(有形固定資産)	(4,812,718,360)	関係会社長期借入金	604,933,822
建物	1,606,299,286	リース債務	68,097,810
構築物	34,852,738	繰延税金負債	481,176,008
機械及び装置	1,180,442,817	資産除去債務	7,146,337
車両運搬具	725,015		
工具、器具及び備品	104,541,813		
土地	1,800,114,331		
建設仮勘定	1,295,360	負債合計	3,121,213,249
リース資産	84,447,000	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(5,814,310)	【株主資本】	【5,157,858,755】
ソフトウェア	4,557,344	(資本金)	(300,000,000)
施設利用権	1,246,066	(資本剰余金)	(2,041,032,742)
リース資産	10,900	資本準備金	2,041,032,742
(投資その他の資産)	(18,641,814)	(利益剰余金)	(2,816,826,013)
長期前払費用	14,036,815	その他利益剰余金	2,816,826,013
差入保証金	4,576,000	繰越利益剰余金	2,816,826,013
その他	28,999		
		純資産合計	5,157,858,755
資産合計	8,279,072,004	負債・純資産合計	8,279,072,004

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①製品、仕掛品 …総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ②その他 …移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しておりますが、当事業年度は、貸倒実績率が零のため、回収不能見込額はありません。また、貸倒懸念債権等特定の債権はありません。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職による退職給付債務相当額を計上しております。

③損失引当金

販売した製品に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる製品について、その損失見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

以下の 5 ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生ずる収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する。

商品又は製品の販売

商品又は製品の販売による収益は、引き渡し時点で商品又は製品に対する支配が顧客に移転し履行義務を充足したと判断し、収益を認識することを原則としております。

一部の製品販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

